旭川市立高台小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月 (令和3年4月 改定)

ı 	1 × 1	1-
ld I	じめ	اد

第1章 いじめ防止	等のための対策の基本的な方向に関する事項		1
1 いじめの	防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの)理解		
第2章 学校が実施	するいじめ防止等の取組	•••	4
1 本校のい	いじめの実情及び令和2年度の目標(指標)		
2 児童が主	E体となった取組の推進		
3 学校いじ	め対策組織の設置		5
4 いじめ防	が上の取組		
5 いじめの)兆候の早期発見と積極的な認知		
6 いじめへ	の対処		7
7 いじめの)解消		
8 いじめの)重大事態への対応		
9 いじめの	防止等に関する機関,保護者等との連携		9
10 インタ・	ーネットを通じて行われるいじめへの対処,		
保護者の	との連携		
11 学校い	じめ防止プログラム		10
12 その他			12
(1)学校	で評価		
(2)校内	可研修の充実		
(3)校務	るの効率化		
(4)地域	はや家庭との連携		
【別紙資料】			13
<別紙1>	「早期発見・事案対処マニュアル」		
<別紙2>	「いじめ発見・見守りチェックリスト」		
<別紙3>	「いじめ発見・観察ポイント(保護者用)」		
<別紙4>	「主な相談窓口」		

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全 な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危 険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、「いじめは人として決して許されない行為」である、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」ものであるという危機意識をもち、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力してきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童(生徒)に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童(生徒)が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。また、全ての児童(生徒)がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童(生徒)の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童(生徒)が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童(生徒)の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 〇 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童(生徒)にも生じ得る。
- 〇 いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- 〇 いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 〇 児童(生徒)一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、 学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童(生徒)の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童(生徒)といじめを行った児童(生徒)との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童(生徒)が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童(生徒)がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童(生徒)本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標(指標)

- (1) 令和2年度 自校のいじめの実態
 - ①認知件数••16件
 - ②態様・・・・悪口・叩く・蹴る・無視・仲間外し
 - ③解消率•••100%
- (2) 令和2年度 主な成果指標の達成状況
 - ①子ども理解支援ツール「ほっと」
 - 「参加」「配慮」「率先」の要素の成果指標(偏差値)を50以上にする。

【結果】(後期)・5年生 〇参3.2, 〇配3.2, 〇率3.0

- 6年生 ○参 3.4, ○配 3.5, ○率 3.1
- •全 校 ○参3.0, ○配3.3, ○率3.0

※成果指標(偏差値)から児童得点(平均値)に変更

- ②いじめ把握のためのアンケート
 - •「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の回答を 100% にする。

【結果】100%(目標比±0P)

•「いじめられた時、だれにも相談しない」の回答をO件にする。 【結果】O件(目標比±OP)

- (3) 令和3年度 主な成果指標
 - ①子ども理解支援ツール「ほっと」
 - •「参加」「配慮」「率先」の要素の児童得点(平均値)を3.5以上にする。
 - ②いじめ把握のためのアンケート
 - •「いじめは、どんなことがあっても許されない」の回答を100%にする。
 - 「いじめられた時、だれにも相談しない」の回答をO件にする。

2 児童が主体となった取組の推進

- (1) 学校いじめ防止プログラム(児童版)の策定
 - ①低学年・中学年・高学年用を作成します。
 - ②児童に配付・各学級に保管し、いつでも確認・指導ができるようにします。
 - ③児童会が主体となり、「たかだい宣言~いじめ反対~」を策定します。
- (2) メディアを考える日(年間5回)の取組
 - ①春光台中学校生徒会と連携し実施しています。
 - ②「スマホ・ケータイ安全教室(2・5年)」との関連(情報モラル教育)を図り、 効果的な指導に努めています。
 - ③児童会が校内放送を活用し,「インターネットでのトラブルの未然防止」を呼び掛けています。
 - 4、保護者向けに「心のアンテナ」を発行し、家庭でのルール作りをしています。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



主幹教諭,教務担当教員,学年主任,学級担任,養護教諭,児童会担当教員,特別支援教育コーディネーター,道徳推進教師,情報教育担当教員,スクールカウンセラー

【年間計画やいじめ防止の取組の実施等】

児童の代表、保護者の代表、学校運営協議会、コミュニティスクール担当教員

【いじめの対処等】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等

(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ①未然防止
 - ア)いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ②早期発見•事案対処
 - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係児童に対するアンケート調査,聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の 決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ア)本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめ防止対策推進委員会の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに,自分の存在と他者の存在を等しく認め,互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1)早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P14の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口*P17について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
 - ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対処 組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」
 - ③児童の生命,身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは,直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援
 - ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、保護者に伝えます。
 - ②いじめられた児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保します。
 - ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家 の協力を得て対応します。
- (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言
 - ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが 確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
 - ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の 発達に向けた指導を行います。
 - ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
 - ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、 解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月 止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (2) 観察の継続
 - ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P14参照を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
 - ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、 安全・安心を確保します。

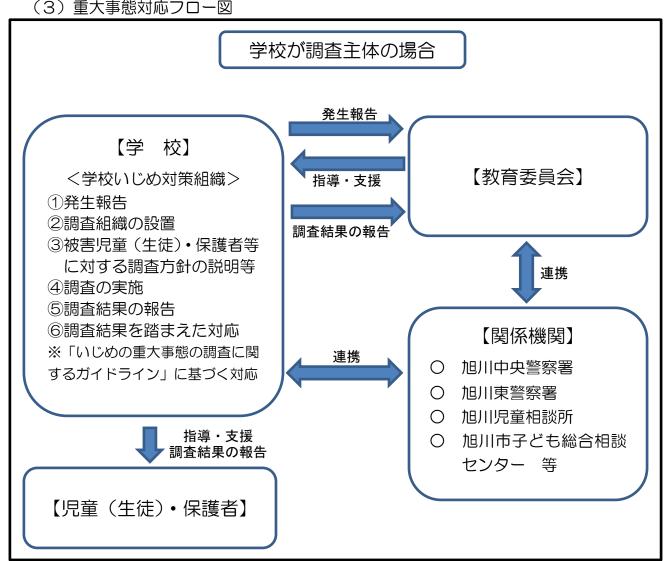
いじめの重大事態への対応 8

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
- *重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「い じめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告 し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「いじめ防止対策推進委員 会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施 します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるように努めます。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家を加えて対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- (1)情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

⇒ 次ページに掲載

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	〇いじめ防止対策推進委員 会及び職員会議 ・教育相談に向けて確認 ・後期の重点的な取組 ・情報交流	〇いじめ防止対策推進委員会及び職員会議・学校評価における点検項目についての検討・情報交流	〇いじめ防止対策推進委員会及び職員会議・2学期の取組の点検・評価・3学期の重点の検討・情報交流・いじめアンケートの結果分析・ほっとアンケートの結果分析	〇いじめ防止対策推進委員 会及び職員会議 ・学校評価②の結果の分析 ・情報交流	〇いじめ防止対策推進委員会及び職員会議・事例研②の反省・1年間の取組についての点検・評価・情報交流	〇いじめ防止対策推進委員会及び職員会議・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成・情報交流
教職員						
	○道教委いじめ問題への対応状況の調査② ○中学校との連携推進・情報交流等	○旭川市生徒指導連絡協 議会への参加	〇学校評価② ・いじめの防止等に関わる 取組にいての点検 〇道教委いじめ問題への取 組状況の調査②	○事例研② ・情報交流等 ○市教委いじめに関する実 態調査②	・情報交流等	連携推進 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童生徒	〇いじめ・非行防止強化月 〇地域行事への参加	〇ほっとアンケート② 〇いじめアンケート② 〇教育相談	〇いじめに関	する児童会の取組 〇いじめアンケート③	〇地域行事への参加	〇いじめ防止の理解を深める学習③(学級活動・道徳の時間)
家庭・地		〇メディアを考える日④	〇2学期の取組の状況等 についての公表		〇学校関係者評価会議の 開催 〇メディアを考える日⑤	〇3学期の取組の状況等についての公表 〇学校評価②の 結果公表
域						

12 その他

(1) 学校評価

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する 具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みま す。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等 に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや, 旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し, 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
 - いじめを受けた児童や保護者
 - 〇 学級担任
 - 児童アンケート調査や教育相談
 - 学校以外の関係機関や地域住民
- <いじめの報告>
 - 把握者→ (学級担任等) →生徒指導担当者→教頭→校長

○周囲の児童や保護者

○ 養護教諭等学級担任以外の教職員

○ スクールカウンセラー(SC)

○ その他

いじめ対策組織会議の開催



事実確認及び指導方針等の決定(〔いじめ対策組織〕〕	١
争关诉减以以拍等力或等以决处(ひょしめがいをおかし	4

□事実関係の把握

口いじめ認知の判断

口指導方針や指導方法の決定

口対応チームの編成及び役割分担

口全教職員による共通理解

ロSCや関係機関との連携の検討

1

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言

○ 周囲の児童への指導

- 〇 スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談(教育委員会,旭川市子ども総合相談センター,旭川児童相談所,警察等)

フー国际が成因がV2作品(教育女員会,他川中丁CUÑ山代訳とフター,他川允里代訳所,言宗守/ 			
	いじめを受けた児童)	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全確保及び再 発を防止し、徹底して守り 通す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して注 視するとともに、自尊感情 を高める等、心のケアと支 援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	口当該児童及び保護者 の意向を確認し、教育的配 慮の下、個人情報に留意し、 必要に応じて今後の対応等 について協力を求める。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



【再発防止に向けた取組】

〇 原因の詳細な分析

- □事実の整理、指導方針の再確認
- □スクールカウンセラーなど外部の 専門家等の活用
- 〇 学校体制の改善・充実
 - □生徒指導体制の点検・改善
 - □教育相談体制の強化
 - □児童理解研修や事例研究等, 実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- □児童の居場所づくり,絆づくり など,学年・学級経営の充実
- □道徳の時間の充実等,児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導,自己有用感を高める指導など,授業改善の取組

〇 家庭, 地域との連携強化

- □教育方針等の情報提供や教育 活動の積極的な公開
- 口学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- □児童のPTA活動や地域行事 への積極的な参加による豊か な心の醸成

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名

高台小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色,雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない,おどおどしている,うつむいていることが多い。 □イライラして,物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり、泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の児童(生徒)の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の児童(生徒)を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の児童(生徒)を囲むように児童(生徒)が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の児童(生徒)に対して向けられる。 □集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食(給食)時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。 □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後(部活動)	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の児童(生徒)の分まで荷物を持たされる。 □部活動の後片付けを一人でやっている。 □部活動を休みがちになる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても、愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童(生徒)のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対 策組織において確実に共有し、速やかに対応を!
- ◆ 日常の児童(生徒)とのふれあいを大切に!
- ◆ 気付いたことを, 5W1H(いつ, どこで, 誰が, 誰と, 何を, どのように)で「報連相シート」にメモして共有を図るなど, 学校全体で早期発見を!

いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の 様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年 の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう 口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。 □兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。 口保護者への反発が強くなる。 口食欲がない。 口寝言などでうなされることがある。 口勉強に身が入ってないように見える。 口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。 口最近, よく物をなくす。 口学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。 ロメールやブログ等を今まで以上に気にする。 口友達から呼び出される。 □頭痛,腹痛を訴え,登校を渋る。 口学校のノートや教科書を見せたがらない。(*教科書への落書き、破れ) 口保護者の前で宿題をやろうとしない。(*プリントへの落書き、破れ) 口学校行事に来ないでほしいと言う。 口学校からのプリントを見せない。 口放心状態でいることがよくある。 口何もしていない時間が多い。 口けん怠感、疲労、意欲の低下が見られる。 □無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い,学校に相談しましょう。
口「行ってきます」「ただいま」を言わない。
口気分の浮き沈みが激しい。
口兄弟姉妹にあたることが増える。
口理由もなくイライラする。
口食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしない。
口成績やテスト結果が急に下がる。
口制服や衣服の汚れが顕著になる。
口物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
口学校のことを詳しく,具体的に聞こうとすると怒る。
ロメールやブログ等を見ようとしない。
口いたずら電話がよくかかってくる。
口ちょっとした音に敏感になる。
口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
口学校や友達の話題を避けるようになる。
口持ち物への落書きがある。
口衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
口原因不明の頭痛,腹痛,吐き気,食欲低下等の身体症状が見られる。
口登校を渋る。
口身体を見せたがらない。
口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

□急に誰かを罵ったりする。
口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
口身体に理由のはっきりしない傷跡があり,隠そうとする。
口身体にマジックによるいたずらがある。
□急に友達関係が変わる。
口友達から頻繁に呼び出される。
口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
口悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
口少年団活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
口学校を転校したいと言い出す。
□金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
口以前では考えられないような非行行動が見られる。
口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。
口日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月·木 8:45~20:00 火·水·金 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - <電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

- ◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)
 - <電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立高台小学校

TEL0166-51-8120